

## 広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、若者の社会減少及び労働力人口減少の状況を受け、特に新卒大学生の採用活動を定期的実施する県内事業者等に対し、採用手法を向上させるためのハンズオン支援を行うことにより、県内事業者の採用力の向上を図り、新卒大学生の県内就職を促進するため、県内中小企業者等がコンサルタント事業者の支援を受けて自社の採用手法を構築・向上する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 本要綱において「中小企業者等」とは、大企業（資本金10億円超かつ従業員1,000人以上）を除く県内中小企業等とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等をいう。

なお、企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法其他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）に該当するもの、又は別表第3の「協同組合等」に該当するもの、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合（ただし、法人税法別表2の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表3の「協同組合等」に該当するものを除く。）も含む。ただし、次の（1）～（4）のいずれかに該当するものは除く。

- （1）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- （2）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- （3）特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- （4）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタントとして登録された者でなければならない。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等から申込を受けた補助事業者が行う採用手法の構築・向上を目的としたコンサルタント・伴走支援事業とする。

- （1） 広島県内に本社、本店又は主たる事務所を有すること。
- （2） 正規職員の新卒（申請年度の前3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用実績を有すること。

- (3) 正規職員の新卒（申請年度の後3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること。
- (4) 県が運営する求人サイト「ひろしまワークス」及び就活スターティングサイト「Go!ひろしま」を利用している又は利用する見込みであること。
- (5) 事業実施後概ね3年間程度、県が行う採用活動に関するアンケート、事例収集のためのヒアリング調査等に協力すること。
- (6) 第1号から第5号までの要件その他必要な事項について、補助事業者を経由して、知事に誓約書（別記様式1）を提出すること。

#### **（欠格事由）**

第5条 前条の規定にかかわらず、申込みを行った中小企業者等が次に掲げる者に該当する場合は、当該中小企業者等に係るコンサルタント・伴走支援事業は、補助対象事業とすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (2) 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 補助事業者
- (8) 県税の未納がある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、当該事業の主旨から適切でないと知事が認める者

#### **（補助対象経費）**

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費の全部又は一部に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合は、当該補助対象経費の全てについて補助金の交付の対象としないものとする。

#### **（交付申請）**

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、中小企業者等とのコンサルタント契約の締結前に、交付申請書（別記様式2）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### **（交付の決定等）**

第8条 知事は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式3）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により交付の決定があった日以降に、中小企業者等とコンサルタント契約を締結し、補助対象事業に着手しなければならない。

3 知事は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書（別記様式4）により補助事業者へ通知するものとする。

#### **（補助金の交付の条件）**

第9条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が附されているものとする。

- (1) 補助対象事業に関する書類、帳簿等を、交付決定のあった年度から10年間保管すること
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）申請書（別記様式5）を知事に提出すること
- (3) 交付決定年度の3月1日までに補助対象事業を完了すること
- (4) 補助対象事業が交付決定年度の3月1日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- (5) 規則、本要綱その他法令等を遵守すること

#### **（申請の取下げ）**

第10条 規則第7条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

#### **（事業計画の変更）**

第11条 補助事業者が、第8条の規定により交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 計画変更申請書（別記様式6）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、計画の変更が不適当と認められる場合又は計画の変更が交付決定額の増額を予定している場合は、これを認めないものとする。

#### **（状況報告等）**

第12条 補助事業者は、知事から補助対象事業の遂行状況について確認を求められた場合は、速やかにその状況について報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行過程等で疑義が生じた場合は、速やかに知事へ報告し、指示を受けなければならない。

#### **（実績報告等）**

第13条 補助対象事業を完了した補助事業者は、その完了の日から10日を経過する日又は交付決定年度の3月1日のいずれか早い日までに県に実績報告書（別記様式7）を提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、実績報告期限及び実績報告様式を別に定めることができる。

### **(補助金の額の確定)**

第14条 知事は前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記様式8）により補助事業者に通知する。

### **(補助金の交付時期等)**

第15条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指示するところにより、交付請求書（別記様式9）を提出しなければならない。

### **(交付決定の取消し及び補助金の返還)**

第16条 知事は、規則第17条第1項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者に申込みを行った中小企業者等が第5条各号のいずれかに該当するとき
- (2) 補助事業者が本要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (4) その他知事が補助金の交付を適当ではないと認めたとき

2 前項の規定は、第14条による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条により補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、当該補助金に係る加算金及び延滞金の取扱いについては、規則第19条の規定に基づくものとする。

### **(立入検査等)**

第17条 知事は、補助対象事業が適切に実施されていること等を確認するために、必要に応じて、補助事業者に報告させ、又はその事業所等に立ち入り、補助金に関する書類、帳簿等を確認することができる。

### **(雑則)**

第18条 本要綱に定めるもののほか、この要綱の施行等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## **附則**

### **(施行期日)**

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### **(準備行為)**

第2条 補助事業者の登録は、施行日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>次の内容のコンサルタント・伴走支援に係る経費</p> <p>ア インターンシップ充実プログラム 次のいずれかの内容を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用リクルーター（採用プロモーションによる母集団形成や、企業情報発信の役割を果たす若手社員等）の育成、制度導入（4）</li> <li>・インターンシッププログラムの作成、実施（5）</li> <li>・インターンシップ後、応募に繋げる企画作成、実施（6）</li> </ul> <p>イ 内定辞退抑制プログラム 次のいずれかの内容を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互理解が深まる採用選考面接作成、面接官育成（7）</li> <li>・内定から採用するまでのつなぎ止め企画作成、実施（8）</li> <li>・採用リクルーター（相談に応じることで精神的なサポートや内定辞退防止の役割を果たす若手社員等）の育成、制度導入（9）</li> </ul> <p>ウ 総合支援プログラム ア及びイを含み、総合的な採用手法の構築及び採用活動のブラッシュアップを図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用ターゲットの設定・ペルソナの明確化（1）</li> <li>・採用ターゲットに適した広報素材作成。説明会コンテンツ作成（2）</li> <li>・インターンシップ・採用広報（媒体、自社採用ページ、SNS）（3）</li> <li>・人事・採用担当者育成、専任組織作り（10）</li> <li>・採用基準・人事評価基準作成（11）</li> </ul>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額又は40万円のいずれか低い額</p>

備考

- 1 補助対象経費は、中小企業者等ごとに計算する。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。
- 3 この表に基づき算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別記様式1)

## 誓約書

年 月 日

広島県知事 様

(中小企業者等名)

(所在地)

(代表者 職・氏名)

印

私は、自社の採用手法向上コンサルタントの委託に「広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金」を活用するに当たり、次に記載した事項が真実に相違ないことを誓約します。

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱第2条に定める「中小企業者等」に該当します。
<input type="checkbox"/>	広島県内に本社、本店又は主たる事務所を有します。
<input type="checkbox"/>	正規職員の新卒（申請年度の前3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了した者及び既卒3年以内の者）の採用実績を有します。
<input type="checkbox"/>	正規職員の新卒（申請年度の後3年の間に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有します。
<input type="checkbox"/>	県が運営する求人サイト「ひろしまワークス」及び就活スターティングサイト「Go!ひろしま」を利用している又は利用する見込みであること。
<input type="checkbox"/>	広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱第5条各号に該当する者ではありません。
<input type="checkbox"/>	本採用手法向上コンサルタントの委託に当たり、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	労働関係法令違反により、ハローワークから新卒求人の不受理対象として取扱われている中小企業者等ではありません。
<input type="checkbox"/>	事業実施後概ね3年間程度、県が行う採用活動に関するアンケート、事例収集のためのヒアリング調査等に協力します。

※全ての項目に☑がない場合は、補助金の対象とはなりません。

※この誓約書は補助事業者を経由して広島県に提出してください。

(別記様式2)

**広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
交付申請書**

年 月 日

広島県知事 様

(コンサルタント登録番号) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(補助事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者 職・氏名) \_\_\_\_\_

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(単位：円)

対象となる 中小企業者等名	補助対象 経費※1	契約見込額(税込) ※2	補助対象経費(税抜) ※3	補助金額(予定) ※4
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

※行が足りない場合は、適宜追加すること

- ※1 広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱第6条別表に定める区分(ア・イ・ウ)を記載すること。
- ※2 中小企業者等との契約見込額を記載すること
- ※3 ※2から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること
- ※4 ※3の1/2の金額(千円未満切り捨て)又は40万円のいずれか低い額を記載すること

2 誓約書

別紙のとおり

3 その他

事業計画の裏付けとなる支援内容及び見積書等の写しを別に添付すること

(別記様式3)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
交付決定通知書

年 月 日

(コンサルタント登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについて、次のとおり交付を決定します。

(単位：円)

管理番号	対象となる中小企業者等名	交付決定額
		円
		円
		円
		円
		円

補助金交付の条件について

- この補助対象事業に関する書類、帳簿等を、交付決定のあった年度から10年間保管すること
- 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止(廃止)申請書(別記様式5)を知事に提出すること
- 交付決定年度の3月1日までに補助対象事業を完了すること
- 補助対象事業が交付決定年度の3月1日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- 広島県補助金等交付規則、広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱その他法令等を遵守すること

(別記様式4)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
不交付決定通知書

年 月 日

(コンサルタント登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについて、次のとおり不交付を決定します。

管理番号	対象となる中小企業者等名	不交付決定の理由

(別記様式5)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
中止(廃止)申請書

年 月 日

広島県知事 様

(コンサルタント登録番号)

(所在地)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

年 月 日付で交付決定を受けたことについて、次の理由により、中止(廃止)したいので、申請します。

中止(廃止)する事業計画

管理番号	対象となる 中小企業者等名	交付決定額	中止(廃止)の理由	中止(廃止)の時期
		円		年 月 日

(別記様式6)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
計画変更申請書

年 月 日

広島県知事 様

(コンサルタント登録番号) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(補助事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者 職・氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、次のとおり事業計画の変更を申請します。

変更前の事業計画

(単位:円)

管理番号	対象となる 中小企業者等名	契約額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	交付決定額
		円	円	円

変更後の事業計画

(単位:円)

管理番号	対象となる 中小企業者等名	契約見込額 (税込) ※1	補助対象経費 (税抜) ※2	補助金額 (予定) ※3
—		円	円	円

※1 変更後の中小企業者等との契約見込額を記載すること

※2 ※1から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること

※3 ※2の1/2の金額(千円未満切り捨て)又は40万円のいずれか低い額を記載すること

※4 その他、事業計画変更の裏付けとなる見積書等の写しを別に添付すること

(別記様式7)

**広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
実績報告書**

年 月 日

広島県知事 様

(コンサルタント登録番号) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(補助事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者 職・氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、次のとおり事業を完了しましたので、実績を報告します。

1 実績報告

管理番号	対象となる 中小企業者等名	契約額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	交付決定額	事業実施期間※
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日

※ 行が足りない場合は、適宜追加すること

※ その他、契約関係を証する書類（契約書の写し等）を別に添付すること

2 広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント登録要領第6条の進捗状況およびコンサルタントマニュアル3-⑤の進捗状況

(1) ひろしまワークス

(2) Go!ひろしま

(3) ひろしま就活サポーター

(4) ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金

3 事業実績の裏付けとなる支援内容及び成果等を別に添付すること。

(別記様式8)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
交付額確定通知書

年 月 日

(コンサルタント登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

年 月 日付けで実績報告のあったことについては、適切に実施されたことを確認しました。  
ついては、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

(単位：円)

管理番号	対象となる中小企業者等名	補助金確定額
		円
		円
		円
		円
		円

(別記様式9)

広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金  
交付請求書

年 月 日

広島県知事 様

(コンサルタント登録番号) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(補助事業者名) \_\_\_\_\_

(代表者 職・氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付で補助金の額の確定のあった「広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金」  
の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

管理番号	対象となる中小企業者等名	補助金確定額
		円
		円
		円
		円
		円
—	合計	円

※ 行が足りない場合は、適宜追加すること

(振込先)

金融機関名等：

支 店 名：

口 座 種 別：

口 座 番 号：

フ リ ガ ナ：

口 座 名 義：

※ 通帳等の写しを併せて提出すること。